

平成23年12月19日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

東京地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年12月1日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課企画官 杉 山 佳 紀

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年11月28日（月）及び29日（火）

2 被監査庁

東京地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課企画官 杉 山 佳 紀

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課経理係長 前 島 宏 明

同 監査係長 原 井 章 子

同 保管物係長 川 村 健 一

同 事務官 大 滝 俊

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

東京地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 後記の点を除き、①保管金の取扱い、②押収物の取扱い、③業務委託関係、④各種委員手当の支払及び⑤裁判部との連携等に関する事務処理は、概ね適正に処理されていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 毎週水曜日に幹部連絡会（裁判部及び事務局）や経理 5 課長打合せを実施して、裁判部及び経理 5 課との連携を図っている。また、各課において課内ミーティングを実施し、課内のスケジュール管理及び情報共有を図っていることに加え、課長と次席や補佐と管理官などの間で連絡や相談がしやすい風通しのよい環境を構築しており、事務処理態勢及び指導監督態勢で問題となる点は見られなかった。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 ア 本年 5 月に民事部において録音反訳業務委託の完成通知遅延が 1 件発生したが、民事部において再発防止策を講じ、その再発防止策が適切に機能していることを確認した。 イ 鑑定委員旅費請求書及び手数料還付申請書の請求日付が空欄のものがあったので、この場合には受付印を押印するよう指示を行った。 ウ 手数料還付決定正本について、正本用紙に認証用特殊用紙が使用されていたものがあったので是正を依頼した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 ア 従前指摘されていた保管物主任官交替時において押収通貨整理簿の引継ぎが行われていなかった点は是正されていた。 イ 録音反訳業務委託における完成通知遅延については、前記 3 のア記載のとおりである。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし。

平成24年1月10日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

さいたま地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月24日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課企画官 杉 山 佳 紀

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年11月7日（月）及び8日（火）

2 被監査庁

さいたま地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課企画官 杉 山 佳 紀

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課用度係長 濱 田 雄 一

同課保管物係長 川 村 健 一

同課主任 加 藤 純

同課主任 堀 内 龍 哉

同課主任 秋 山 浩

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

さいたま地方裁判所

査察の結果の要旨等	
1 総評	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 係長の交替や管理職員の事務分担を変更する等により適切な事務処理を行うための態勢を構築し、事務処理改善に向けた取組が行われた結果、その成果が現れつつあり、3記載部分を除き、調停委員手当（平成23年4月から9月実績分）及び登庁旅費（平成23年5月分）についても適正な処理が行われていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 3記載のとおり、係の事務処理状況について、管理職員の適切な関与や事件部との連携が十分に行われていない案件が見られたので、管理職による関与及び事件部との連携を適切に実施するよう依頼した。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容	※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 ア 平成18年度以降に国庫帰属した押収物について、103点が廃棄未了であり、また、帳簿上では平成22年度に処分終了とされている押収分5点も処分未了のまま保管庫に保管されていたので、いずれも速やかな廃棄処分を行うよう指示した。 イ 起訴状概要の翻訳料について、翻訳人からの請求書提出後15日以内の支払が行われていない事例が多数あったため、刑事部とも調整の上、平成7年12月15日付け刑事局第一課長書簡「別紙第5 起訴状概要の翻訳料の支払い等に関する取扱要領」に則った処理を行うよう指示した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い	※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 前回の指摘事項である調停委員と司法委員を兼務している委員に対し、両方の旅費を支給していた点は是正されていた。
5 その他必要と認める事項	※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。
特になし	

平成23年12月8日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

さいたま家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月16日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月31日（月）

2 被監査庁

さいたま家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課監査係長 原 井 章 子

同課保管物係長 川 村 健 一

同課主任 八 木 紀 彦

同課事務官 中 田 友 仁

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

さいたま家庭裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 近時問題となっていた録音反訳業務委託契約及び保管物の関係も特に問題はみられず、良好な事務処理が行われていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 前回の指示事項である、保管金提出書中、事前還付請求の口座取下申請がなされた際、朱書きで取下年月日が付記されてないとの指摘は、是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成23年12月19日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

水戸地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月25日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月19日（水）及び20日（木）

2 被監査庁

水戸地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課経理係長 前 島 宏 明

同 用度係長 濱 田 雄 一

同 保管物係長 川 村 健 一

同 監査係長 原 井 章 子

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

水戸地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 特段問題なく処理されていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 平成22年度最高裁監査の際に指摘された、官報広告料及びB I T掲載広告料の検査確認日について並びに各種委員手当支払いの証拠書類として給与明細書が添付されていた点については、いずれも是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成23年12月19日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

水戸家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月25日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月18日（火）

2 被監査庁

水戸家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課経理係長 前 島 宏 明

同 用度係長 濱 田 雄 一

同 保管物係長 川 村 健 一

同 監査係長 原 井 章 子

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

水戸家庭裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 概ね問題なく処理されていた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 平成23年3月に国庫帰属通知を受けた少年保護事件の証拠物について、注射器を含む13点について未処分であった。注射器は感染性廃棄物なので、一般廃棄物として処理できないことは分かるが、それ以外の物(巾着袋、ポーチ、香水入れ等)については、すぐにでも処分が可能であることから、注射器とは切り離して早急に処分するよう依頼した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 特になし
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成23年12月14日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

前橋地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月30日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課長 原 宗 鑑

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月25日（火）及び26日（水）

2 被監査庁

前橋地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課長	原	宗 鑑
----------------	---	-----

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課専門官	小	林	中
同	同	伊 藤	竜太郎
同	会計課主任	堀 内	龍 哉
同	同	田 中	尚 美

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 過去の実地検査等の機会に様々な指摘を受けたこともあり、限られた人的資源の中で様々な努力をしていることがうかがえ、職員の適正な事務処理を行おうという姿勢が見られた。しかしながら、今回の監査においても基本的な知識・理解が不十分なところが散見され、一部は是正されていない事項も見受けられた。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 事務処理の基本となる会計法令等の正確な理解や関連部署との連携について、さらなる改善が必要である。 特に、ケアレスミスの防止のためには、係段階の事務処理だけでなく、決裁等の機会に管理職がチェックできるための資料を添付するなど牽制が確実に働く仕組みを整えるよう指導した。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と史料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 ア 保管金の受払の経過が現金出納簿に適正に記載されていない箇所があった。具体的には①平成23年1月27日振込分について、確認日が同月31日であるところ、現金出納簿には同月28日受入の記載となっているもの、②同年4月4日の日銀への現金払込について、保管金受払日計表には1,200,000円の払込が記載され、小切手帳原符の記載もこれと一致しているが、現金出納簿には11,166,789円の払込が記載され、かつ、これに対応する小切手帳原符の記載は見当たらないというものがあつた。このような不一致が生じた経緯を調査するとともに、同様の誤記載がないか、他の日の現金出納の記録に影響を及ぼしていないか等を調査し、高裁に報告をした上で是正措置を講じるよう指示した。 イ 仮出し中の民事保管物(診療録等)の返還予定日がメモでは平成23年4月19日となっており、未だ仮出しのままであつた。事件部に連絡し、遅れるのであれば、返却予定日を更新させるべきである旨を注意した。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 録音反訳業務委託契約についての従前の指摘(完成通知の遅延等)は是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 ア 民事保管物が残っているにもかかわらず、事件記録が廃棄されていた事案があつた(平成13年(ヨ)第169号保全事件)。平成14年3月11日事件終局により、事件部は提出者に郵送で返還を行ったが、「受領拒絶」で戻ってきた。事件部は、この保管物(書簡)について、再度保管物として会計に保管させたが、記録は平成22年3月10日に廃棄してしまった事案である。本件については、別途報告を求めることとした。 イ 録音反訳業務委託契約についての従前の指摘(検査・監督職員の任命についての不適正)は是正されていた。

平成23年12月14日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

前橋家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年11月30日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課長 原 宗 鑑

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月27日（木）

2 被監査庁

前橋地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課長 原 宗 鑑

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課専門官 小 林 中

同 同 伊 藤 竜太郎

同 会計課主任 堀 内 龍 哉

同 同 田 中 尚 美

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

前橋家庭裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 一部基礎知識の不足に起因するミスもあったが、全般的に丁寧な事務処理がなされており、書類もよく整理されていた。比較的余裕をもって事務処理を行うことができる環境であることが大きな要因であるが、管理職が中心となって課全体への目配りができており、課の雰囲気良好なことも影響しているものと思われる。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 引継書や事務処理マニュアルが整備されていないので、課員が交替しても事務処理態勢が大きな影響を受けないよう、少しずつ整備しておくよう指導した。
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と見料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 ア 前回査察において、保管金の当座預金口座からの速やかな振込処理について改善策の検討を指導されたが、確認後の翌日振込は毎回実施できており、現状としては官用車の配車で対応できているとのことであったので、今後も徹底して実施するよう指導した。 イ 録音反訳業務委託契約についての従前の指摘(完成通知の遅延等)は是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成23年12月19日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

長野地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年12月6日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果について（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1. 実施年月日

平成23年11月14日（月）及び15日（火）

2. 被監査庁

長野地方裁判所

3. 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 石 川 和 浩

4. 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課保管物係長 川 村 健 一

同 主任 椎 谷 恵美子

5. 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

長野地方裁判所

査察の結果の要旨等	
1 総評	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 録音反訳業務について、改定した実施要領に基づいて適切に処理されており、保管物についても、特に問題は見受けられなかったが、下記のとおり、事件部との連携のほか、証拠書類や債権管理等について、なお改善すべき点が見られたので、適正な事務処理に向けた見直し等を依頼した。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策	※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容	※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と見料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 (1) 保管金払渡証拠書類の事務記録の中に本来あるべきでない保管金提出書が紛れて編綴されている等、書類の整理ができていなかった。書類紛失など過誤を招く虞があるため、月締めの際に書類の整理を行うなど注意されたい。 (2) 保管金から支払うべき官報公告料の検査確認が請求書受領後に行われていた。被査察庁において査察日直前に、官報に掲載後請求書が提出される前までに検査確認を行うよう裁判部に依頼済とのことであるが、引き続き裁判部と連携を行い、適正な検査が行われるよう検討されたい。 (3) 民事事件証人旅費日当支払事案のもので、証人が実際に出頭した日より後に書記官からの保管金納付指示がなされ、受入れているものが見受けられた。裁判部に対して、保管金の予納時期が適正な時期にされるよう会計課からも働きかけを検討されたい。 (4) 保管金から支払うべき報酬に対する源泉徴収事務において、評価人から源泉徴収しない旨の上申書を選任直後に提出してもらうのみとしているが、中には平成10年からの上申書のみのものもある。上申書記載の内容について、情報が更新されている可能性もあるので、定期的に上申書を提出させるなどして記載内容に変更がないかどうか確認するよう検討されたい。 (5) 保管金の現金出納簿について、紙に出力せずに電子データで保存を行っているが、登記内容について日々の日計表と一致しているか紙で出力せず画面上で日にちを抽出して確認しているため、確認方法として不十分のようである。現金出納簿は法定帳簿でもあるので、確認方法について検討されたい。
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い	※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 (1) 昨年注意事項であった押収物事務(国庫帰属後2年を経過して廃棄処分を行っていたので、今後は速やかに廃棄処分を行うこと。)について、今年度国庫帰属した物については迅速に廃棄されていた。 (2) 昨年度検討事項であった債権管理事務(高額債権者について、電話での督促や債務者宅への調査等の処理を行うこと。)については、市町村から書類を取り寄せているようではあるが、その後の具体的進展がないままなので、引き続き債務者への調査等の処理を検討するよう依頼した。
5 その他必要と認める事項	※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 昨年度の監査メモ(最高裁)に、保管金から支払う不動産競売の新聞公告及びインターネット公示業務について、契約書においては掲載内容を確認した後に検査完了通知を行うとされているのに、実際には通知をしていなかったことから、完了通知の実施を検討するよう民事訟廷管理官に伝えた旨の記載があるが、今回の査察で再度実施について確認をしたところ、未だ検査完了通知の作成は行っていないだったので、引き続き完了通知の実施を検討するよう依頼した。

平成23年11月26日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

新潟地方裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年10月26日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月12日（水）及び13日（木）

2 被監査庁

新潟地方裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課主任 佐 藤 一 裕

同 落 合 則 聡

同 秋 山 浩

同課事務官 中 田 友 仁

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

新潟地方裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 事件部との連携も良好で、近時問題となっていた録音反訳業務委託契約及び保管物の関係も特に問題はみられなかった。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 ・ 前回の指示事項である、保管金提出書中、提出者の押印漏れにつき、書記官による「提出者の押印無し」との記載および押印がなされていないとの指摘については、是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

平成23年12月8日

東京高等裁判所長官 殿

東京高等裁判所事務局次長 岸 野 明 人

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

新潟家庭裁判所に対する標記の査察の結果は、別添のとおりです。

平成23年10月26日

東京高等裁判所事務局次長 殿

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて（報告）

標記の結果は、下記のとおりです。

記

1 実施年月日

平成23年10月14日（金）

2 被監査庁

新潟家庭裁判所

3 査察事務担当者等

東京高等裁判所事務局会計課課長補佐 大 樋 裕 康

4 査察事務補助者

東京高等裁判所事務局会計課主任 佐 藤 一 裕

同 落 合 則 聡

同 秋 山 浩

同課事務官 中 田 友 仁

5 査察事項及び査察結果の要旨等

別紙のとおり

(別紙)

新潟家庭裁判所

査察の結果の要旨等
1 総評 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項を記載する。 事件部との連携も良好で、近時問題となっていた録音反訳業務委託契約及び保管物の関係も特に問題はみられなかった。
2 全般的な事務処理態勢及び指導監督態勢についての問題点並びにその対策 ※ 会計監査実施報告書別紙の「ア 総評」に相当する事項で、該当するものがあれば記載する。 特になし
3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容 ※ 会計監査実施報告書別紙の「イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)」、「ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)」、「エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)」に相当する事項を記載する。 特になし
4 従前指摘された是正又は改善を要する事務のその後の取扱い ※ 会計監査実施報告書別紙の「オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正事項」に相当する事項を記載する。 前回の指示事項である、保管金提出書中、事前還付請求の口座取下申請がなされた際、朱書きで取下年月日が付記されてないとの指摘は、是正されていた。
5 その他必要と認める事項 ※ 査察の結果、受検庁に対して是正を求める内容については、上記の「3 是正又は改善を要する事務について、その態様、原因及び指導、指示又は注意をした内容」に記載する。 特になし

東京高裁会第 000561 号

(会ろ－０８)

平成 24 年 3 月 30 日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察の結果につ
いて

(昭和 61 年 6 月 30 日付け総三第 15 号に基づく報告)

標記の結果は、下記のとおりです。

記

第 1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査 察 事 務 担 当 者 等		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
平成 23.11.28 ～11.29	東京地方裁判所	会計課企画官	杉 山 佳 紀	4 人
平成 23.11.7 ～11.8	さいたま地方裁判所	会計課企画官	杉 山 佳 紀	5 人
平成 23.10.31	さいたま家庭裁判所	会計課課長補佐	大 樋 裕 康	4 人
平成 23.10.19 ～10.20	水戸地方裁判所	会計課課長補佐	石 川 和 浩	4 人
平成 23.10.18	水戸家庭裁判所	会計課課長補佐	石 川 和 浩	4 人
平成 23.10.25 ～10.26	前橋地方裁判所	会計課長	原 宗 鑑	4 人
平成 23.10.27	前橋家庭裁判所	会計課長	原 宗 鑑	4 人
平成 23.11.14 ～11.15	長野地方裁判所	会計課課長補佐	石 川 和 浩	2 人
平成 23.10.12 ～10.13	新潟地方裁判所	会計課課長補佐	大 樋 裕 康	4 人
平成 23.10.14	新潟家庭裁判所	会計課課長補佐	大 樋 裕 康	4 人

第2 査察事項

- 1 保管金等の取扱いに関する事項
- 2 押収物等の取扱いに関する事項
- 3 委託した業務の取扱いに関する事項
- 4 各種委員の手当及び旅費に関する事項
- 5 裁判部と会計部門との連携に関する事項（情報交換，協働態勢，各管理職員の指導・監督等）

第3 査察結果

別添の「査察の結果の要旨等」のとおり